

### 第 44 号

編集発行 秋田県田沢疏水土地改良区 大仙市大曲川原町9番17号

TEL (0187) 62 - 1134 FAX (0187) 62 - 4507



### 【主な内容】

<ul><li>● ごあいさつ</li></ul>	2	● 令和 5 年度収支予算の概要 (	6
●令和4年度通常総代会開催状況	3	● 令和 5 度賦課金 7	7
●新総代紹介	4	<ul><li>●二期事業だより</li></ul>	8
●新役員紹介	5	●お知らせとお願い	1



用沢硫水HP

	受益面積	組合員数	理 事	監 事	総代	
土地改良区の概要 (令和5年5月31日現在)	4,651 ha	3,142 名	20 名	5名	60 名	



メズキくんがゆく

理事長

髙

貝

久

遠

技術

(ICT)を導入した水管理制御施

設工事が行われ、令和6年度の完工に向



合員の皆様には

を賜り厚くお礼申し上げます。 整備事業の推進に特段のご理解とご協力 頃から土地改良区の事業運営と農業農村 ととお慶び申し上げます。皆様には、 益々ご清祥のこ 日

投票により当選されました。 役員選挙が、それぞれ1月25日、 日に執り行われ、 さて、今年は任期満了に伴う総代選挙 総代、 理事、 監事が無 3 月 7

びに農業農村の持続的な発展のため、 しまして決意を新たに当土地改良区、 を担うこととなりました。このことに対 事長に推挙いただき、 合員の負託に応えるよう努力してまいり その後の互選会において、 再度理事長の大役 不肖私が理 並 組

向暑の候、 組

役員の方々には、長年に亘り当土地改良 賜りますようお願いいたします。 感謝申し上げます。 尽力いただき、この場をお借りして深く 区の運営と農業農村整備事業の推進にご ますので、 また、このたび退任されました総代、 高所大所からご指導ご鞭撻を

ります。 料 県に経営安定に向けた支援を要請してお 影響を与えており、 か アのウクライナ侵攻を背景とした、 戻りつつあります。 この5月より「5類」 コロナ禍社会も4年目になりましたが 燃料などの生産資材価格の高止まり 電気代高騰は、 改良区としても国や 農業経営に直接的な しかしながら、 になり日常も元に ロシ 肥

当土地改良区の事業の実施状況につき

事務所 期地区国営かんがい排水事業は、 工事が完了し、 ましては、事業実施13年目となる田沢 (田沢疏水管理事務所) 今年度からは の耐震化 情報通信 改良区

区 は 25 区 斉内地区が完了する予定のほか、 け推進しております。 県営ほ場整備事業については、 明 田地野際地区の工事も順調に進ん hの面工事が始まり、 太田南部地 大神成 新興地

いいたします。 らの更なるご支援ご協力をよろしくお願 るよう努力してまいりますので、 が一体となって計画的に事業が推進出来 と感謝しております。これからも役職員 合員の皆様、 でおります。 このように事業を進められるの 関係各位のご尽力のおかげ 皆様か も 組

写真:斉内川水管橋

# 令和 4 年度 第37回通常総代会

理事長あいさつ



令和5年3月15日(水)午後1時30 分から第37回通常総代会が、大曲エン パイヤホテルの大会場において開催され ました。任期満了により新総代になられ ました(定数60名)54名が出席のもと、 高橋修総代(第4選挙区)が議長に選出 され、報告、承認各1件、議決案件9件 の全議案が原案どおり可決されました。

議案第7号

令和5年度賦課金賦課率及び賦課

徴収方法について

議案第6号

令和5年度事業計画について

議案第12号 議案第11号 令和5年度地区除外による決済金

令和5年度金銭預入先について

議案第10号 令和5年度積立金の繰替運用につ

議案第9号 議案第8号 令和5年度長期借入金の借入につ 令和5年度一般会計収支予算につ 議案第5号 定款の一部改正について 県営農地集積加速化基盤整備事業 太田南部地区に伴う地区編入につ

報告第1号 承認第3号 令和4年度内において専決した件 令和4年度中間監査報告について

総代会の様子





# 新総代就任

任期満了による総代総選挙が、令和5年1月25日に執行され、各選挙区とも立候補者数が定数 を 超えなかったため、無投票により60名の総代が当選されました。各選挙区の総代は次の方々です。 なお、総代の任期は令和5年2月16日から令和9年2月15日までとなります。

(敬称略)

### 第1選挙区

仙 北 市 (旧田沢湖町、玉川右岸の旧角館町)

 小田嶋 新 栄
 千 葉 和 義
 草 彅
 實
 津 嶋
 榮

 川 井 武 彦
 大 石
 知
 大 石 慶 博

### 第2選挙区

仙 北 市 (玉川左岸の旧角館町)、大仙市 (旧中仙町)

辰 美 上修晃 村 信田一穂 髙 橋 正雄 藤澤克己 山手 善 美 髙 田 慶 一 相馬 己千夫 高 橋 清 巳

### 第3選挙区

大仙市(旧太田町)

淳 小 松 良 和 小 松 髙 橋 藤田栄喜 龍 昇 佐 藤 降 康 鈴 木 農夫廣 倉 田 藤兵衛 鈴木強 晃 小 松 幸一 佐々木 信 尾 野中 幸 佐々木 勝 己 髙 橋 栄 耕 鈴 木 誠 一 髙 橋 三 鷹觜 長 一 高 橋 一彰

### 第4選挙区

美郷町(旧千畑町)

階 清 貴 栗林宏 成 杉澤 君 男 斎藤 建 髙 橘 隆 藤嶋 政 春 齊 藤 誠 髙 橋 強 齊 藤 利 夫 大 見 正 雄 近 美 章 高 橋 修 守 今川健裕 橋 秋 男 鈴木 橋 髙 厚 農事組合法人 仲ノ町 代表理事 田口 稔 農事組合法人 緑の大地 高橋 博康

### 第5選挙区

美 郷 町(旧六郷町、旧仙南村)

農事組合法人 上野際 代表理事 斉藤 一夫 湊 正 隆 農事組合法人 野荒町ファーム 代表理事 傳野 猛

 畠 山
 博
 藤 井 榮 吉
 佐々木 義 明
 高 橋
 貢

 斉 藤 昭 雄
 佐 藤 良 孝

今回の総代総選挙により次の14名が退任されました。在任期間中のご尽力に対し敬意を表します。

第1区 佐々木 和 明 様 第2区 髙 橋 健 正 様 第3区 野中 清 髙 橋 人様 橋 敬悦 様 美 様 正 髙 藤 才 様 第4区 髙 橋 喜 彦 様 橋 有 藏 様 佐 悦 髙 佐 様 新  $\coprod$ 馬 様 橋 博 康 様  $\Box$ 高 第5区 斉 藤 賢 一 様 小田長 隆 様 傳 野 猛 様

#### 役 就 任 新

任期満了による役員総選挙が、令和5年3月7日執行され、選挙の結果、理事20名・監事5名 が当選されました。

また、3月27日の互選会において、理事長に髙貝久遠(再任)、副理事長に熊谷隆一(再任)、 総括監事に高橋信幸(新任)が選出されました。

なお、役員の任期は令和5年3月25日から令和9年3月24日までとなります。

(敬称略)



理事長 貝 久 遠 髙 (第3区)



副理事長 熊 谷隆 (第4区)



庶務係担当理事 星 山 正 美 (第4区)



会計係担当理事 谷 口 章 (第3区)



工事係担当理事 **千 葉** (第2区) 健



理 事 藤 佐 寿 昭 (第5区)



理 松 義 小 宏 (第3区)



事 芳 泉 博 (第3区)



理 清水川 清 (第4区)



事 理 髙 橋 強 志 (第4区)



橋 誠 髙 徳 (第2区)



佐々木 亮 耕 (第5区)



理 事 藤邦 武 男 (第4区)



理 事 浦正 隆



理 事 田正 倉 吾 (第3区)



理 事 小 純 (第3区)



理 事 髙 橋 正 尚 (第4区)



理事 佐々木 和 明



理事 山 源太郎 畑 (第5区)



理事 橋 成 悦 髙



総括監事 橋信幸 高 (全区)

総括監事



田村 誠市 (全区)



監 菅 原 也寸志 (全区)



真 崎 勝 之 (全区)



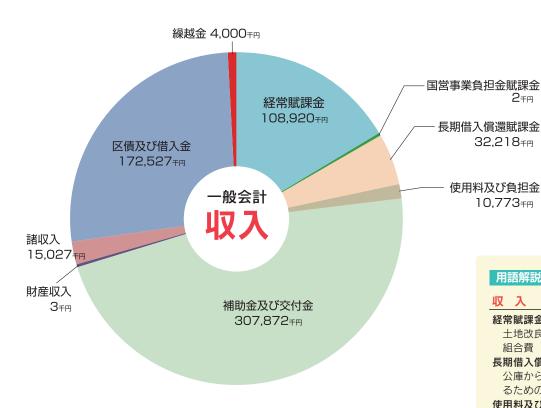
監事 髙 橋 平 (全区)

今回の役員選挙により次の3名が退任されました。在任期間中のご尽力に対し敬意を表します。

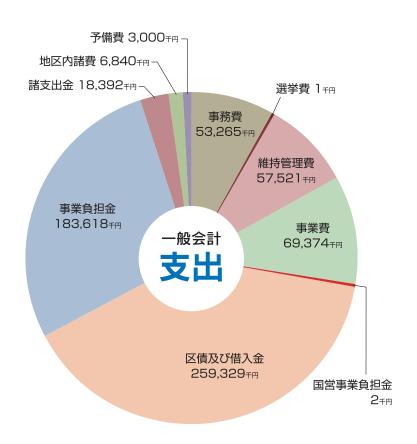
理 事 大石一夫様(第1区) 石 橋 臣 平 様(全 区)

理 事 小松幸進様(第3区)

## 令和5年度 秋田県田沢疏水土地改良区一般会計収支予算概要



### 651,342<sub>∓円</sub> 一般会計予算総額



### 用語解説

### 収 入

32,218年

10,773千円

#### 経常賦課金

土地改良区の運営に充てるための 組合費

### 長期借入償還金賦課金

公庫から借入れた地元負担金を償還す るための賦課金

#### 使用料及び負担金

庁舎等及び用排水施設使用料

### 補助金及び交付金

各事業に対し、国、県、市町から交付 される補助金

#### 諸収入

過年度未収金、手数料等の収入

### 区債及び借入金

ほ場整備事業費等の地元負担金を公庫 から借入れするお金

### 繰越金

前年度から繰越されたお金

### 支 出

### 事務費

事務所の維持管理や事務・運営に関す るお金

### 選挙費

総代・役員選挙に関するお金

### 維持管理費

施設の電気料などの施設の維持管理に 係るお金

#### 事業費

維持管理工事やほ場整備の換地業務委 託に係るお金

#### 区債及び借入金

公庫等の借入金の償還金

#### 事業負担金

ほ場整備事業等、県営事業の負担金

#### 諸支出金

賦課徴収や事業促進に関する事務費や、 積立金に充てるお金

### 地区内諸費

小用排水路等の補修に係る工事のお金

# 経常賦課金

(単位:円)

地区	賦 課 区 分	10a 当 賦課額
右 岸田沢湖•角館	田 1 級 田 2 級 畑	3,100 1,550 658
左 岸 角館・中仙	田1級 田2級 第二田沢 田1級 畑	3,100 1,550 3,100 658
太田	田1級 田2級 田3級 田6級 第二田沢 田1級	3,100 1,550 1,033 516 3,100

			40 1/4
地	X	賦 課 区 分	10a 当
-6	<u> </u>	名 称	賦課額
		签→田川 田の畑	1.550
太 田		第二田沢 田2級	1,550
	ш	畑	658
		田1級	3,100
		田2級	1,550
T.	.km	田3級	1,033
千	畑	田5級	620
		第二田沢 田1級	3,100
		畑	658
六郷・仙南		田1級	3,100
		田2級	1,550
		田3級	1,033
		畑	658

# 長期借入金償還賦課金

### ▶事業受益地区別償還賦課金

〈事業種目〉県営は場整備 黒倉堰地区 土崎小荒川地区 本堂城回地区 小神成太田地区 斉内地区 大神成地区 大畑地区 畑屋中央地区 維持管理適正化事業

地区	賦   課   区   分     名   称	10a 当 賦課額	最終償還年度
右	黒倉堰基盤整備(暗渠有)	4,071	令和11年度
岸	黒倉堰基盤整備(暗渠無)	3,517	令和11年度
角	大神成地区基盤整備事業	159	事業実施中
中			事業実施中
仙   	H31 維持管理適正化事業	234	令和5年度
	小神成太田地区基盤整備事業	3,670	令和5年度
太	斉内地区基盤整備事業	1,029	事業実施中
田	斉内地区基盤整備事業(集積)	4,871	事業実施中
	H31 維持管理適正化事業	234	令和5年度

			(単位:円)
地区	賦     課     区     分       名     称	10a 当 賦課額	最終償還年度
	土崎小荒川担い手事業(集積)	3,186	令和5年度
	土崎小荒川担い手事業(基盤整備)	635	令和5年度
	本堂城回経営体育成事業(集積)	1,737	令和14年度
千	本堂城回経営体育成事業(基盤整備)	346	令和14年度
畑	大畑地区基盤整備事業(負担金)	3,235	令和17年度
	畑屋中央地区基盤整備事業	1,267	事業実施中
	畑屋中央地区基盤整備事業(集積)	6,005	事業実施中
	H31 維持管理適正化事業	234	令和5年度

職員一同努めて参ります。

東北農政局田沢二期農業水利事業所長

ф

村

出

0

87 - 66 - 3255

秋田県大仙市大曲川原町9-17

# 二期事業だより

をはずに、はりはないである。 では、この紙面をお借りして厚く御礼中 にだいており、この紙面をお借りして厚く御礼中 田沢二期事業の推進に当たり、ご支援ご協力をい 区組合員の皆様におかれましては、日頃より国営 くお願い申し上げます。また、田沢疏水土地改良 今年4月に所長となりました中村です。よろし

ل ر 田沢疏水左岸幹線用水路、 田沢取水口等の改修を順次進めて参りました。 れまで、第二田沢幹線用水路の改修を皮切りに、 業水利事業(昭和54~平成元年度)にて建設され 建設事業(昭和38~45年度)及び国営田沢疏水農 を行っています。 から令和6年3月中旬までの3箇年をかけて改修 水開拓事業(昭和12~37年度)、 尼基幹的農業水利施設の再整備を行っております。 事業も平成23年度の着工から13年目に入り、 本事業では、 抱返頭首工については、 戦中戦後に実施された国営田沢硫 神代右岸取水口、 令和3年4月中旬 国営第二田沢開拓 第二 そ Z

### 施設管理委員会の現地視察(令和5年度 第1回)

5月15日、田沢疏水土地改良区の施設管理委員会による現地視察が行われました。現地視察では、 左岸幹線用水路の大広久内放水工、野際分水工の水利用状況と、第二田沢幹線用水路北沢サイホンの 完成状況について、ご確認頂きました。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参加頂きありがとう ございました。



右岸取水口



大広久内放水工



太田南部地区ほ場整備事業の視察



野際分水工

### 抱返頭首工の改修について

### ■目 的

国営田沢疏水農業水利事業による改修から30年以上を経過して、コンクリートの欠損や取水 口ゲートの発錆などによる操作性が低下しているほか、耐震性能の向上が必要となっています。 渓谷の中に建設された抱返頭首工は、何らかの不具合が発生すれば、その対応がとても困難と なるため、今回の改修工事で万全の補修・補強を実施します。

### ■工事概要

### I

令和3年4月中旬 ~令和6年3月中旬

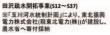
### 工事内容

固定堰の補修 取水口の耐震補強 土砂吐、取水口水門設備 付帯設備等の更新 操作室の更新

### <抱返頭首工 造成の経緯>











国営田沢疏水農業水利事業(S54~H元)



国党田沢二期農業水利事業(H23~R6)

### 工事計画(予定)





### 年度別 施工内容

### ○令和3年度 施工内容

- ・取水口下部の耐震補強工・取水口スクリーンの更新・仮設堰上げ施設の設置

### ○令和4年度 施工内容

- ・取水口上部の耐震補強工 ・取水口ゲート設備の更新 ・土砂吐ゲート設備の更新
- 巻き上げ室建屋の更新

#### ◎令和5年度 施工内容

• 固定堰の復旧

### 抱返トンネルを走行するコンクリート運搬車



抱返トンネル区間



抱返頭首工地点までのアクセスは遊歩道しかないため、抱返頭首工の改修工事では、 水路トンネルを工事用道路として利用します。

### 令和5年度 田沢二期農業水利事業 工事実施計画(予定)

### 1. 主な工事概要

### ■ 抱返頭首工

令和5年度の主な内容は、第2期までの施工で河川仮廻しとしてコンクリート固定 堰の一部を切欠きしていたため、切欠き部をコンクリート固定堰に戻すための復旧を 進める予定です。

(10)

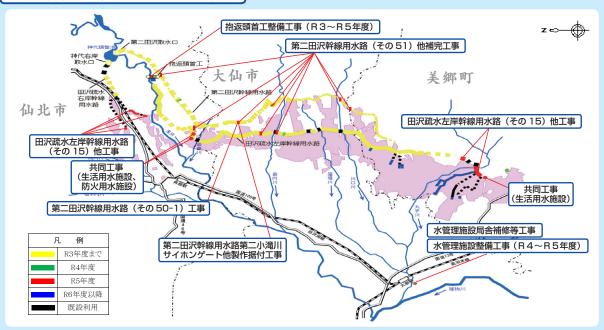
### ▲水管理施設

現状の水管理施設は、設置後30年以上が経過しているため、様々な障害が発生している状況です。このため、水管理システムの再構築など、施設全般の更新を令和4年度から5年度の2か年で行う予定です。

### ■ 第二田沢幹線用水路

第二小滝川サイホンは、管水路やゲートの老朽化又は河床低下による河川横断部のサイホン管露出等が発生している状況のため、サイホン管及びゲートの改修や一部サイホン管内面の補強を行う予定です。

### 2. 令和5年度 工事実施計画



### 3. 工事実施計画(予定)写真

### ■ 抱返頭首工



<現況>



< 固定堰復旧予定箇所>

### ▲水管理施設



<水管理施設 (中央管理所) 現況>

### ■第二小滝川サイホン



<河川横断部施工予定箇所>



〈サイホン管露出状況〉



〈ゲート老朽化状況〉

# 続きは忘れすに

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をして下さい。 (届出用紙は、土地改良区に準備してあります)

### 弩格 得 喪 通 知 書

窓口:総務課

- ◆農地を売買又は交換並びに贈与されたとき。
- ◆農地を賃借したとき、又は解約したとき。
- ◆農業者年金の受給、又は老齢等で経営移譲した
- ◆組合員が亡くなられたとき。住所が変更になっ たとき。

### 農地転用等通知書

窓口:総務課 ◆農地を宅地等にするとき。

### 地区除外申請書

窓口:総務課

◆農地を公共用地(道路等)にするとき。 (決済金が伴います)

### 〈注 意〉

- ※以上のことは、市町、農業委員会、法務局等公共機関で手続きが完了しても、 土地改良区に直接届け出がなければ台帳の更生は行われませんのでご注意ください。
- ※農地の売買及び賃借した場合、その土地の権利義務の全てが承継されます。そのため、 当該地に滞納金がある場合、その納入義務は新資格者の方に生じますのでご注意くだ さい。



# 賦課金は期限内に納めましょう

令和5年度の賦課期日・納付期限・納付方法は次のとおりです。

(1) 賦課期日、納付期限

期 日 賦課区分	賦 課 期 日	納付期限	備考
1. 経常賦課金	令和5年7月10日	令和5年 8月10日	経常経費
2. 償 還 賦 課 金	令和5年10月 2日	令和5年10月31日	事業費償還金

### (2) 賦課金納付方法

①納付書払いの方

秋田おばこ農業協同組合各支店 秋田ふるさと農業協同組合金沢支店 秋田県田沢疏水土地改良区事務所

②口座振替の方

経常賦課金:令和5年7月31日引落 償還賦課金:令和5年10月23日引落

# 滞納金は 新しい組合員が 負担することになります

農地の移動・売買(競売落札も含む)の際、その土地に賦課金の 滞納がある場合は、買った人が滞納金を支払うよう土地改良法第 42条第1項に規定されております。トラブルを防ぐため、確か めてから売買契約をするよう注意して下さい。

### 滞納賦課金について

賦課金を滞納している組合員に対 して、たび重なる催告にもかかわら ず納付に応じない場合は、やむを得 ず財産の差押及び差押財産を公売に 付することもありますので、納付を お願いいたします。

# 用水の利用について



かんがい用水として取水出来る量は、水利権により定められています。雨不足により渇水が起こると、**取水制限や番水**の対応を余儀なくされることもあります。

土地改良区としても用水配分には充分気を配っておりますので、

限られた水を有効に利用するためにも、日頃から節水へのご協力をお願いします。

# ◆掛け流しをしない◆

取水は時間を決めて、 なるべく用水路に水を戻す

# ◆水口板の調整◆

水路の高さいっぱいに 止めない

# ◆下流の事を考えた取水◆

用水の独占をやめ、 公平な水配分を心がける

# ◆水路溝畔の管理◆

水路に垂れ下がった草や根、 コケは、水の流れを妨げ下流に 水が届かないので取り除く



### ゴミの不法投棄防止のお願い

声を掛けあい、 不法投棄を防ぎましょう



### 令和5年度 秋田県田沢疏水土地改良区事務所

### ◇事務所内配置図◇

#### 施設管理課 総務課 基盤整備担当 施設管理課長 総務課長 事務局長 山手 基 煤賀 義博 煙山 ひとみ 佐藤 猛 課長補佐 課長補佐 専門員 課長補佐 (管理責任者) 坂本 智之 藤川 博永 村上 司 佐藤 朗 応接テーブル 主 査 (会計主任) 主 任 主 査 三浦 泰寛 木村 和之 藤谷 麻代

### ◇主な業務内容◇

### 総務課

- ○土地改良区の事務に関すること
- ○賦課金に関すること
- ○農地の売買、賃貸、経営移譲、相続に伴 う組合員資格に関すること
- ○土地改良区の会計に関すること

#### 施設管理課

- ○幹線・支線用水路の維持管理、利水調整 に関すること
- ○ほ場整備事業に関すること
- ○農地中間管理事業に関すること
- ○国営事業に関すること
- ○改良区で行う土地改良事業に関わる事業
- ○多面的機能支払交付金事業に関すること